

情報・システム研究機構図書室等規程

平成16年5月26日
制 定

最近改正平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。)の各研究所図書室等の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研究所の図書室等)

第2条 この規程に定める図書室等とは以下の各研究所の図書室等とする。

国立極地研究所	情報図書室
国立情報学研究所	図書室
統計数理研究所	図書室
国立遺伝学研究所	図書室

2 機構の図書室等は、相互に図書館間協力を努める。

(図書室等の長)

第3条 各図書室等に次の長(以下「図書室長等」という。)を置き、図書室等の業務を掌理する。

国立極地研究所	情報図書室長
国立情報学研究所	図書室長
統計数理研究所	図書室長
国立遺伝学研究所	図書室長

(図書資料等)

第4条 この規程において、図書及び資料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 図書
 - イ 普通図書(単行本)
 - ロ 逐次刊行物(製本されたもの)
- 二 資料
 - イ 未製本逐次刊行物
 - ロ 研究調査報告書・紀要等刊行物
 - ハ 視聴覚資料, 地図資料
 - ニ 電子的情報資料
 - ホ その他図書室長等が指定したもの

(利用者等)

第5条 図書室等を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の一に該当する者とする。

- 一 機構の役員, 情報・システム研究機構職員就業規則第2条に定める職員(客員教員を含

む。)

- 二 機構の経営評議員，教育研究評議員
- 三 各研究所の運営会議委員及び各種委員会委員
- 四 各研究所が受け入れた研究員（観測隊員を含む。）
- 五 各研究所が受け入れた研修生
- 六 各研究所の研究教育職員が指導する大学院学生
- 七 各研究所の名誉教授
- 八 図書室等に所蔵する図書資料等の利用を申し出た一般の利用者
- 九 その他図書室長等が適当と認めた者

（開室日及び利用時間等）

第6条 各図書室等の開室日及び利用時間は，各図書室長等が別に定める。

（閲覧，貸出及び返却等）

第7条 各図書室等における閲覧，貸出し及び返却等については，各図書室長等が別に定める。

（転貸の禁止）

第8条 利用者は，貸出しを受けた図書資料等をほかの者に転貸してはならない。

（文献複写）

第9条 利用者は，研究又は教育の用に供することを目的とする場合に限り，図書資料等を複写することができる。

（参考調査）

第10条 利用者は，研究又は教育上参考となる図書資料等の調査及び情報の提供を依頼することができる。

（相互利用）

第11条 第5条第1号から第7号までの利用者は，他の図書館及びその所蔵する図書資料等の利用を希望するときには，利用のあっ旋を依頼することができる。

2 図書室長等は，他機関の図書館等から，図書室等及び図書資料等の利用等について依頼があった場合は，これに応ずることができる。

（賠償の義務）

第12条 利用者及び前条第2項により利用する者は，図書資料等又は図書室等の機器及び設備を紛失，汚損又は破損した場合には，速やかに図書室長等に届けなければならない。

2 図書室長等は，前項の届出のうち，故意又は重大な過失があると認められるものについては，その者に対し，賠償を求めることができる。

（利用の制限等）

第13条 図書室長等は，この規程に著しく違反し，又は図書室等担当職員の指示に従わない者に対して，図書室等の利用の制限又は停止を命じることができる。

（個人情報の漏えい防止）

第14条 図書室等に収蔵している資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、個人情報保護規程に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、図書室等の利用に関し必要な事項は各図書室長等が別に定める。

2 図書室長等は、利用者の閲覧に供するため、この規程を常時図書室等に備え付けるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。